

青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」において新型インフルエンザ等感染症に位置付けること等のため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）」が、令和3年2月3日に公布されたことに伴い、以下の項目について改正するため、「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の改正項目について

「新型コロナウイルス感染症」の規定（施行期日：公布日）

- ・青森市国民健康保険条例附則第5項から第10項において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定
- ・新型コロナウイルス感染症（附則第5項）・・・病原体がベータウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

- 新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除。
- 青森市国民健康保険条例附則第5項において、当該条項の引用により新型コロナウイルス感染症を規定していたことから、改めて規定する措置を講ずる。
- 改正の前後において、傷病手当金の支給対象となる傷病の範囲に変更なし（変異株によるものは従前から含まれる）。

（参考） 傷病手当金の概要

※新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して、休業中の所得補償として令和2年度より制度化。

対象者	給与等の支払いを受けている被保険者のうち、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
対象期間	労務に服することができない期間
支給額	直近の継続した3月間の給与収入等の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
適用	令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間